

鹿児島大学大学院連合農学研究科入学者選抜の手順

平成 16 年 4 月 1 日 研究科長裁定
 平成 17 年 4 月 1 日 一部改正
 平成 18 年 2 月 3 日 一部改正
 平成 21 年 4 月 1 日 一部改正
 平成 24 年 4 月 1 日 一部改正
 平成 29 年 7 月 7 日 一部改正
 令和 元年 7 月 5 日 一部改正
 令和元年 9 月 6 日実施
 令和 2 年 8 月 31 日 一部改正
 令和 2 年 9 月 4 日実施

- 1 鹿児島大学大学院連合農学研究科（以下「研究科」という。）入学者選抜の実施については、鹿児島大学大学院連合農学研究科入学者選抜に関する細則に定めるもののほか、この手順に定めるところによる。
- 2 主指導教員及び副指導教員の決定
 - (1) 研究科長及び副研究科長は、出願締切後に、予定する主指導教員について原案を作成する。
 - (2) 研究科長は、予定する主指導教員に依頼し、副指導教員を決定する。なお、予定する主指導教員を出願者の希望と異ならせようとするときは、研究科長及び副研究科長はガイダンスを行う。
- 3 研究実績等に係る提出書類の評価方法
 - (1) 出願者の当該連合講座の代議委員会委員（主宰者）は、当該出願者の研究実績等に係る提出書類を点数化し、口頭試問委員と確認した後、専攻長（専攻長が主宰者の場合は研究科長）に報告する。
 - (2) 専攻長は、研究実績等に係る提出書類の点数一覧を作成し、口頭試問の前日までに主宰者（主宰者が専攻長の場合は研究科長）と確認する。
- 4 口頭試問の方法
 - (1) 口頭試問は、出願者のある連合講座ごとに行い、主宰者が欠席の場合は、入試委員長（研究科長）の指名した代議委員がその職務を代行する。
 - (2) 口頭試問委員は、主催者、主指導教員予定者、副指導教員予定者及び主催者が指名する研究科教員の 5 名をもって充てる。ただし、主宰者が主指導教員予定者又は副指導教員予定者の場合は、専攻長（主宰者が専攻長の場合は研究科長）が、研究科教員を 2 名選出する。
 - (3) 口頭試問の実施は次の手順による。
 - ア 修士課程又は専門職学位課程修了者又は修了見込の者の口頭試問は、修士論文又は専門職学位論文の概要若しくは研究経過報告書及び研究計画書等を対象に行う。
 - イ 上記ア以外の者の口頭試問は、博士論文研究基礎力審査に相当する審査に係る確認書類及び学修報告書若しくは修士学位相当の論文の概要及び研究計画書等を対象に行う。
 - ウ 入試委員長は、出願者の履歴書、修士論文又は専門職学位論文の概要、研究経過報告書、学修報告書、博士論文研究基礎力審査に相当する審査に係る確認書類、修士学位相当の論文の概要及び研究計画書を口頭試問の前日までに、口頭試問委員に配付する。
 - エ 発表は日本語または英語で行う。
 - (4) 口頭試問の場所等は次のとおりとする。

場 所	実 施 方 法
鹿児島大学大学院 連合農学研究科等	1 人当たり 口頭発表：20 分程度 ・本研究科では液晶プロジェクターのみ口頭試問会場に用意する。 すべて出願者の責任において機器の準備・調整等を行う。 質疑応答、その他：20 分程度

(5) 口頭試問終了後、主宰者は、各口頭試問委員の評価結果を個別に確認後、連合講座ごとの口頭試問の結果を専攻長（又は研究科長）に報告する。

(6) 専攻長は、主宰者からの報告を取り纏め、口頭試問の合計得点が一番高い得点と一番低い得点を除いた3人の平均点と研究実績等に係る提出書類の評価を基に入試委員会に提出する原案（成績順）を作成する。

口頭試問の評価で不合格となる基準及び同点同位者の順位付けの基準の適用は、口頭試問委員5人全員の評価を対象とする。ただし、同点同位者の順位付けについては、各優先項目の小計が一番高い得点と一番低い得点を除いた3人の評価を基に実施する。

(7) 入試委員長は、各専攻の原案を専攻長と確認後、直ちに報告を整理し、研究科教授会に提出する原案を作成する。代議委員会委員は、連合講座ごとの口頭試問の結果を入試委員長に報告する。

5 入試委員会は、研究科教授会に提出する合否判定案を作成する。

6 合否の判定は、研究科教授会が行う。